

## 平成24年10月 定例教育委員会

日 時 平成24年10月26日（金） 13時30分～

場 所 市役所11階 研修室

出席者

（教育委員）

浅井委員長 久田委員 徳勝委員 深町委員 永元教育長

（事務局）

中島教育次長兼学校教育課長 蓮田教育次長 大藤総務課長

山田総合教育センター長兼教育センター所長 鎌田社会教育課長 吉川スポーツ振興課長

川口総合教育センター課長 渡辺図書館長 田口青少年教育センター所長

濱野公民館政策課長 吉永総務課副主幹兼庶務係長 松尾総務課主査

内 容

(1) 議事要録確認

(2) 委員長報告

(3) 教育長報告

(4) 議題

① 佐世保市立小学校及び中学校条例の一部改正の件

② 佐世保市公民館条例の一部改正の件

③ 佐世保市民文化ホールの指定管理者の指定の件

(5) 報告事項

① 平成24年9月議会一般質問答弁要旨

② 市民憲章の見直し検討について

③ 「第43回児童・生徒の郷土研究発表会」について

④ 「第5回図書館においでよ！おはなしフェスティバル」について

(6) その他

① 次回日程調整等

◆ 議事要録確認

- ・ 平成24年7月 教育委員会議事要録  
事務局提案どおり了承。

◆ 委員長報告

- 9月27日 佐世保市議会本会議最終日
- 9月28日 臨時教育委員会
- 9月30日 全国高等学校総合体育大会男子ソフトボール競技優勝祝賀会
- 10月 1日 辞令交付式
- 10月 7日 第42回佐世保市民体育祭 開会式
- 10月 9日 辞令交付式  
佐世保市議会文教厚生委員会（決算）
- 10月10日 社会教育委員との意見交換会  
前期教育委員会
- 10月16日 通学区域審議会
- 10月19日 相浦西小学校・大崎分校A訪問
- 10月20日 島瀬美術センター企画展開会式
- 10月22日 船越小学校A訪問
- 10月24日 第2回 教育振興基本計画（第2期）策定検討委員会

◆ 教育長報告

- 9月27日 佐世保市議会本会議最終日
- 9月28日 小学校長研修会
- 9月30日 全国高等学校総合体育大会男子ソフトボール競技優勝祝賀会
- 10月 1日 辞令交付式  
中学校校長研修会  
市長と歯科医師会との今年度要望書の取り交わしの会
- 10月 4日 第57回県展佐世保会場 開場式  
九州地区聾学校体育・文化連盟長崎大会総合開会式
- 10月 6日 第42回佐世保市民体育祭（剣道競技） 開会式
- 10月 7日 第42回佐世保市民体育祭 開会式
- 10月 9日 辞令交付式  
佐世保市議会文教厚生委員会（決算）
- 10月10日 社会教育委員の会議・意見交換会
- 10月12日 経営戦略会議
- 10月13日 天神公園森の集い
- 10月15日 市政懇談会（宇久地区）
- 10月16日 通学区域審議会

- 10月17日 九州都市教育長協議会理事会
- 10月18日 九州都市教育長協議会定期総会並びに研究大会
- 10月19日 九州都市教育長協議会文教施設視察
- 10月20日 「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」制定記念講演会・祝賀会
- 10月22日 船越小学校A訪問
- 10月23日 鹿町小学校B訪問
- 10月24日 江迎小学校B訪問
- 10月25日 大久保小学校B訪問

◆ 委員長報告・教育長報告に関する質疑・意見等  
～ 質疑なし ～

◆ 議題

【委員長】 それでは議題に入る。事務局の説明を請う。

【事務局】 議題①「佐世保市立小学校及び中学校条例の一部改正」の件の説明

※・園中学校の校舎移転に伴い関係条例を改正するもの。

【委員長】 いつ完成するのか。

【事務局】 2月末である。

【委員長】 日程の遅れや問題はないか。

【事務局】 全くない。

【教育長】 苦情等も全くない。

【委員長】 卒業式は新校舎で行うのか。それとも現在の校舎の旧花園中の校舎で行うのか。

【事務局】 まだ決定していないが、卒業式の練習をすることを考えると新校舎で行うのは難しいと考えている。

【委員長】 それでは本件については了としてよいか。

～ 異議なし ～

【委員長】 それでは本件については了とする。

次の議題の説明を請う。

【事務局】 議題②「佐世保市公民館条例の一部改正」の件の説明

※崎辺地区公民館の供用開始に伴い関係条例を改正するもの。

【委員長】 使用料については、公民館一律のものであるのか。

【事務局】 一律である。

【委員長】 合併町も同じか。

【事務局】 同じである。

【委員長】 合併前から同じか。

【事務局】 合併前は同じではなかったが、佐世保市に合わせるということで、合併協議会で調整されたものである。

【事務局】 補足説明として、社会教育を目的とした利用については無料となっている。

【委員長】 それでは本件については了としてよいか。

～ 異議なし ～

【委員長】 それでは本件については了とする。

次の議題の説明を請う。

【事務局】 議題③「佐世保市民文化ホールの指定管理者の指定」の件の説明

※平成25年度からの佐世保市民文化ホール指定管理者について選定するもの。

【委員長】 佐世保自治振興会とはどのような団体か。

【教育長】施設に運営や相談業務などを請負っている特例社団法人である。会員は市を退職された方が多い。

【教育長】佐世保市民文化ホールの今後の改修工事については、費用も概算4億2千万円程かかるということである。

【事務局】国の補助メニューで、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の中に「重要文化財建造物等公開活用事業費国庫補助」というものがあり、その活用を図り、文化財としての修復及び耐震工事を行う予定である。期間についても2年～3年程度要すると思われる。

【委員長】補助金はどの程度か。

【事務局】約半分である。

【委員長】国からの補助金で、県からの補助金はないのか。

【事務局】国からだけである。

【委員長】数年前にもシロアリ駆除を行っていないか。

【事務局】21年度に一部シロアリ駆除を行っている。

【委員長】今回もシロアリ駆除も行うのか。

【事務局】全面的に行う予定である。

【委員長】音響の問題もあると聞いているが、今回その部分は改善されるのか。

【事務局】その予定である。

【委員】色の塗り替えもあるのか。

【事務局】調査をしながら、色の塗り替えも行う予定である。

【教育長】復元という意味もある。

【教育長】財源がなければ、工事は出来なくなり、工事が出来ない場合は指定管理者もなくなるということになってしまうので、今回報告をさせていただいた。

【委員】見学者を想定した対応は行っているのか。

【事務局】現在は文化財としての紹介をしているので、工事期間中は見られなくなり、問い合わせ等の対応は必要となる。

【事務局】佐世保市内の音楽関係団体の練習会場にもなっており、予定どおりであれば、25年度から2年間使用できなくなる。

【委員長】それでは本件については了としてよいか。

～ 異議なし ～

【委員長】それでは本件については了とする。

◆ 報告事項

【事務局】①「平成24年9月議会一般質問答弁要旨」について

～ 質疑は以下のとおり ～

【委員長】2点質問する。1点目は、「いじめアンケート調査」についてであるが、無記名でしたアンケートが特定できるようなものになるような回収方法を指示することはあるのか。

2点目は、総合教育センターの利用であるが、使用目的の制限はあるのか。

【事務局】無記名でないと事実が出にくいこともあり、無記名によるアンケートを実施するのであれば、回収の際も記入者を特定する方法はとらない。

【事務局】総合教育センターの利用制限であるが、選挙管理委員会が認めるもの以外の政治活動には利用できない。又、営利目的についても認めない。

【委員長】一定の基準はあるということなのか。

【事務局】そうである。

【事務局】②「市民憲章の見直し検討」について

～ 質疑は以下のとおりである ～

【教育長】「市民憲章」は、市長部局ではないかとの指摘もあったが、事務局は市長部局を含めた全員ということである。過去に教育委員会で行った経緯があり世話役ということになった。佐世保市から選任された委員も副市長である。

～ 下記 2 件は図書館の管轄のため一括して説明。質疑なし ～

【事務局】③「第 4 3 回児童・生徒の郷土研究発表会」について

④「第 5 回図書館においでよ！おはなしフェスティバル」について

～ 質疑なし ～

◆ その他

①次回日程調整等

— 了 —